

平成30年鞍手町議会第2回定例会会議録（第5号）						
平成30年 3月23日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議						議長
開閉会日時		平成30年 3月23日 午後1時00分			星 正 彦	
及び宣告						議長
		平成30年 3月23日 午後1時52分			星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	出席 13人	5	竹内利一	出欠		
	欠席 0人	6	田中二三輝	出欠		
	欠員 0人	7	星 正 彦	出欠		
		8	鯨坂省治	出欠		
		9	栗田幸則	出欠		
	10	久保田正之	出欠			
会議録署名員	11	岡崎邦博		12	須山由紀生	

職 出 席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局次長	長浦良	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	福祉人権課長	石井通稔	出欠	上下水道課長	原 敏勝	出欠
	税務住民課長	久保田 隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	松永憲昌	出欠
地方自治法第121条により説明出席者の職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成30年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月23日 午後1時開議

第5号

- 日程第1 議案第9号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第10号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第11号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第12号 鞍手町都市公園条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第13号 地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第16号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第17号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第28号 地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第29号 地方独立行政法人くらて病院 第2期中期計画の一部変更
(民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第14号 専決処分の承認(平成29年度鞍手町一般会計補正予算第7号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第5号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第6号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第7号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第8号 鞍手町職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第15号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算(第8号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第18号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
(総務文教委員長報告)

- 日程第17 議案第19号 平成30年度鞍手町一般会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第18 議案第20号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第19 議案第21号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第20 議案第22号 平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第21 議案第24号 平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第22 議案第25号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第23 議案第23号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第24 議案第26号 平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第25 議案第27号 平成30年度鞍手町水道事業会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第26 意見書第1号 家族介護はもう限界です！
障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書
- 日程第27 陳情第1号 国民健康保険の県単位化にともなって保険料（税）引き上げなどの負担増を行わず、社会保障制度としての機能の充実を求める陳情
(民生産業委員長報告)
- 日程第28 閉会中の継続事件

平成30年3月23日（第5日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第9号から日程第9 議案第29号までの9件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第9号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

議案第10号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

議案第11号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

議案第12号 鞍手町都市公園条例の一部を改正する条例。

議案第13号 地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例の一部を改正する条例。

議案第16号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

議案第17号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

議案第28号 地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更。

議案第29号 地方独立行政法人くらて病院 第2期中期計画の一部変更。

本委員会は、3月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第9号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第28号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第29号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第10号について討論はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

議案第10号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

本年4月から国民健康保険が市町村から県単位化になります。このことにより今でも高すぎる国保税を値上げしないよう再三に亘わたり要望してきました。また法定外繰入れなど、町独自の施策を福岡県に対しても認めるように町長に要望もして来ました。

ところが、福岡県が出した試算では、値上げ幅はゼロだったにもかかわらず、町独自で国保税の値上げを実施しようとしています。夫婦2人、子ども2人のモデルケースでも1世帯1万4,600円もの値上げとなっています。どのケースで見ても値上げです。年金も切り下げられ、4月から水道料金も上げられようとしています。

県単位化に乗じて国保税も値上げしようとする議案第10号には断固反対いたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

次に、議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第28号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第29号について討論はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

議案第29号 地方独立行政法人くらて病院第2期中期計画の一部変更について討論を行います。

今回、この議案には病院の新築移転に要する費用として65億円を超える財源を鞍手町から借入れることを想定して資金計画が変更されています。また、新病院建設のための事業内容も新たに加わり記載されています。この中期計画の変更が認められれば、くらて病院整備基本構想に沿って新病院建設に向けて前進することになります。

河野理事長を始め、病院関係者の方達の新病院に対する耐震化や病院の正常化に向けて建替えによる施設整備が必要な状態であることは、私自身も十分理解しています。

しかしながら、くらて病院の現状は整備基本構想を策定した当時からは一変しています。安定した経営を続けていた病院が徳島町長のくらて病院に対する権限を逸脱した不当な介入により、内科常勤医師6名が退職するに至っています。未だ内科常勤医師確保の目処が立たず、4年間の中期計画のうち30年度から32年度までの3年間で経常収支が急速に悪化し、経常収支の累積額が4億7,600万円の黒字目標から2億9,000万円の赤字へと7億6,600万円もの大幅な業績の悪化が見込まれることから、予算や収支計画も変更せざるを得なくなっております。

さらに、内科常勤医師6名が退職することになったことで、業績の悪化だけでなく、整備

基本構想を策定した当時の診療機能の強化策や診療科、収支計画に至るまで中身を見直す必要があると言わざるを得ない事態に陥っています。

このような事態に至った原因の全ては、徳島町長のくらの病院への不当な介入によるもので、内科常勤医師確保の見通しが立たず、業績は大幅に悪化する見込みで、病院経営に甚大な悪影響を及ぼしています。

私自身、病院の建替えは以前から早急に取組むべきとの考えでしたが、このまま医師の招聘ができない状況が続けば、業績はさらに悪化する可能性もあります。

このように先行きが見通せず、病院の経営環境が急速に悪化する状況の中で、65億円以上を鞍手町から借入れ、新病院建設を進めることは財務体質を悪化させ、病院経営を圧迫することに繋がり、無謀だと言わざるを得ません。

従って鞍手町やくらの病院の将来を考えれば、いろいろな事情があるにせよ、現状、医師の確保もままならない状況にあり、先行きが不透明な現時点で承認することは難しく、残念ではありますが、議案第29号 地方独立行政法人くらの病院第2期中期計画の一部変更には賛成しかねます。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

同じく議案第29号 地方独立行政法人くらの病院第2期中期計画の一部変更について反対討論を行います。

今回の計画変更は、くらの病院が不正常に陥ったために行われるものです。そしてその根本原因を作った徳島町長が未だに謝罪会見もせず、辞めて行く医師らが悪いような答弁を再三されています。

徳島町長が言う裏金問題がどのくらいの規模なのかは分かりませんが、町長が根本原因となってくらの病院に数億の赤字をもたらすのは間違いありません。議会ではくらの病院が正常運営になるまでは病院建替えは見送るべきという内容で付帯意見も付けています。

新病院が医師招聘の起爆剤になるとしても、それができなかったときは多額の債務を負うことになるわけですから、中期計画の見直しには賛成できません。以上です。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

議案第29号 地方独立行政法人くらの病院第2期中期計画の一部変更に対し賛成の立場で討論に参加いたします。

地方独立行政法人くらの病院運営の正常化に関する調査特別委員会の報告にもあるとおり、くらの病院の内科常勤医師等を辞職に至らしめ、くらの病院が従前の医療提供が出来ない状

況に陥った全ての責任は徳島町長にあると結論付けております。

くらて病院が中期計画の変更を余儀なくされた元凶は徳島町長の自分本意な不当介入にあり、4億の黒字が3億近い赤字になることに對し、徳島町長の無責任な一連の言動は許し難く受け入れることができません。

現在くらて病院は、独自に理事長を中心に鞍手町の地域医療を守るために内科常勤医師の招聘に尽力されていることは十分に理解し感謝しております。

鞍手に居住しているからこそ地域医療の重要性を理解しています。また鞍手に居住しているからこそくらて病院の重要性を理解しています。

病院並びに地域医療の再構築を願っていることには偽りはありません。

熟慮に熟慮を重ねた結果、くらて病院は独立行政法人であることを考慮し、くらて病院のこれからの安定化を目指し、地域医療を守るために紛争しておられるくらて病院のためにも徳島町長の身勝手な行動と中期計画の変更とを切り離して判断すべきであるとの結論に至りました。

ただし、徳島町長の身勝手な不当介入が招いた結果は許されざるものであり、小なりとも町政を担う政治家として自らが招いた結果責任を徳島町長は取るべきである。

このことを申し添え議案第29号 地方独立行政法人くらて病院第2期中期計画の一部変更の賛成討論といたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第9号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第12号 鞍手町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第13号 地方独立行政法人くらはて病院評価委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第16号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第17号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第28号 地方独立行政法人くらはて病院定款の一部変更を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第29号 地方独立行政法人くらはて病院第2期中期計画の一部変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第10 議案第14号から日程第16 議案第18号までの7件を一括して議

題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第14号 専決処分の承認（平成29年度鞍手町一般会計補正予算第7号）。

本委員会は、3月14日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第5号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第6号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議案第7号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第8号 鞍手町職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例。

議案第15号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算（第8号）。

議案第18号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

本委員会は3月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第14号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第15号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第14号 専決処分の承認（平成29年度鞍手町一般会計補正予算第7号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第14号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第5号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 鞍手町特別の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 鞍手町職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算(第8号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。よって議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17 議案第19号を議題とします。

本案は、予算特別委員会に付託していただきましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。

久保田予算特別委員長。

○10番 久保田 正之君

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第19号 平成30年度鞍手町一般会計予算。

本委員会は、3月14日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を否決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第19号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第19号について討論はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

議案第19号 鞍手町一般会計予算に対し反対討論を行います。

本予算は、町長が目指す「魅力ある住みたい町、老若男女すべての人が笑顔で暮らせるまちづくり」のための予算とされています。

しかしながら、12月での辞職勧告決議も真摯に受け止めず、1月の臨時会で否決された一般会計補正予算についても何ら検証もせず、そのままの予算を当初予算に組み込んでいます。このことは、町民や議会をないがしろにし、町長独断の予算編成と町政運営と言わざるを得ません。

徳島町長への不信任の意味を込めて反対討論とします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

議案第19号 平成30年度鞍手町一般会計予算に対する賛成討論をいたします。

国も地方も依然として厳しい財政状況が続いており、本町におきましても行財政改革の一層の取組が求められているところであります。

また、議会におきましても住民の代表として予算の計上、執行についてチェック機関としての役割を十分果たして行く必要があります。徳島町長におきましては、くらす病院運営の正常化に関する調査特別委員会で明らかにされた部分については真摯に受け止め、反省すべきは反省し、町民の生命と地域医療を担うくらす病院の正常化に向けた取組みが望まれているところであります。施政方針の中で述べられたとおり、くらす病院の河野理事長と連携を図りながら1日も早く立直しをお願いするところであります。

そして2期2年の徳島町長が町民の付託に答え、「鞍手町を住みたいまち、すべての人が笑顔で暮らせるまち」の実現に向け、日々全力で取り組んでいる姿勢は評価に値すると考えております。

今回のこの平成30年度一般会計予算には、徳島町長のまちづくりに対するこれまでの思

いと、これからの意志が反映されたものであると思います。その表れとして、町民を守るための防災拠点となる庁舎等の建替えを推進するための関係予算が計上されています。

先の1月10日の臨時議会でこの関係補正予算は否決となりましたが、29年度12月議会で私と他の議員が入札等の透明性を一般質問で訴え、プロポーザル方式から条件付一般競争入札に変更されたことは評価しています。

また、これまで大雨による越水に悩まされてきた準用河川六田川の治水対策に関する予算や、町内各地域で課題となっている空き家対策に関する予算など、町民全体の安心・安全のための予算が計上されています。

また、町の活性化については、昨年12月議会において議決した総合福祉センター福祉棟の廃止後の利活用については、鞍手町のみならず国内外の様々な分野で大きな影響と発展が期待されるブロックチェーン技術の開発に寄与する施設として生まれ変わるための予算が計上されています。

住民福祉については、高齢者福祉の向上に繋がる夕食配食サービスである食の自立支援を週2回から最大週7回まで拡充する予算も計上されています。さらに子育て支援については、公立保育所と私立保育所がそれぞれの役割分担を明確にし、保育を必要とする保護者のニーズが多い私立保育所に対して施設拡充を支援するための予算も計上されています。

教育については、教育環境を整えるため老朽化で雨漏りがする古月、新延、室木の3つの小学校の屋上防水工事費や中学校では生徒の英語教育拡充のための予算が計上されています。

さらに小学生、中学生の成長を支える学校給食のより一層の安全と安定性を図るため、調理業務及び配送業務の民間委託予算も含まれており、これからの鞍手町を担う子ども達の成長を支える重要な予算が計上されています。

徳島町長の姿勢が問われるのかも知れませんが、町長、議会のための予算ではなく、町民のための予算であり、本予算案は町の厳しい予算の中、役場の職員みんなで数ヶ月かけ町民の皆さんのために作り上げてきた予算案であります。

これまで述べたことを踏まえ、議案第19号 平成30年度鞍手町一般会計予算は総合的にバランスの取れた予算編成となっているうえ、鞍手町民の生活に直結し安全・安心なまちづくりを推進する大変重要な予算となっております。

従って、賛成の立場で討論いたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

議案第19号 平成30年度鞍手町一般会計予算に対し反対の立場で討論に参加します。

平成30年第2回鞍手町議会定例会における一般質問及び議案質疑において、徳島町長は不的確な発言を行い謝罪を繰り返すなど議会運営を阻害した。

これは著しい議会軽視であり、そのほかの何物でもない。また地方独立行政法人くらで病

院運営の正常化に関する調査特別委員会において委員長を拝命し、その職務遂行中にあたかも徳島町長に対し「パワハラ」を行ったかごときの発言は、私の政治生命を脅かすものである。私が犯罪者ともとれるこの発言は、議員として侮辱されただけでなく、議員としての名誉を著しく侵された。町民の方から付託を受けた議員を侮辱したことは、すなわち鞍手町民を侮辱し愚弄したこととなる。

このような、度重なる徳島町長の軽々しい言動や著しい議会軽視、更には徳島町長の自分本意な一連の行政運営に対し、平成29年鞍手町議会12月定例会において、行政の長としての資質に欠くことを理由として、徳島町長に対する辞職勧告を決議し、鞍手町議会の意思表示を行ったが、徳島町長の態度は辞職勧告決議を軽視し何らの反省もなく、議会を愚弄し続けていると言わざるを得ない。結果、徳島町長自らが一連の態度は行政の長としての資質に欠くことを自らが明らかとするものである。

鞍手町議会は徳島町長に対する辞職勧告を決議したことを重視し、また本人の町政に対する姿勢が全く改まらない現状を踏まえ、重要議案であることは十分に理解承知しているが、議案第19号 平成30年度鞍手町一般会計予算を認めることは到底できない。

町民生活に支障を来すことは遺憾ではあるが、その全ての責任は徳島町長に起因する。このことを申し添え反対討論といたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第19号 平成30年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

従って原案について採決します。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」小数)

挙手少数です。よって議案第19号は否決されました。

次に、日程第18 議案第20号から日程第22 議案第25号までの5件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第20号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算。

議案第21号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第22号 平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算。

議案第 24 号 平成 30 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第 25 号 平成 30 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算。

本委員会は、3 月 14 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 20 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 21 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 22 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 24 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 25 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 20 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 21 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 22 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 24 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 25 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第20号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23 議案第23号から日程第25 議案第27号までの3件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 23 号 平成 30 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算。

議案第 26 号 平成 30 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算。

議案第 27 号 平成 30 年度鞍手町水道事業会計予算。

本委員会は、3 月 14 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 23 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 26 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 27 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 23 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 26 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 27 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 23 号 平成 30 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 23 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号 平成 30 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成30年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第26 意見書第1号を議題とします。

提出者を代表して6番議員 田中二三輝君に趣旨説明をお願いします。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

意見書第1号 家族介護はもう限界です！

障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書。

別紙意見書(案)を提出する。

平成30年3月23日提出。

提出者 鞍手町議会議員 田中二三輝君。

提出者 同上 須藤 敏夫。

提案理由。

地方自治法第99条並びに鞍手町議会会議規則第13条 第1項及び第2項の規定により提案する。

○議長 星 正彦君

お諮りします。

意見書第1号は質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって意見書第1号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

意見書第1号 家族介護はもう限界です！

障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって意見書第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27 陳情第1号を議題とします。

本陳情は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第1号 国民健康保険の県単位化にともなって保険料（税）引き上げなどの負担増を行わず、社会保障制度としての機能の充実を求める陳情。

本委員会は、3月7日に付託された上記の陳情を審査の結果、不採択と決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第1号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第1号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 国民健康保険の県単位化にともなって保険料引き上げなどの負担増を行わず、社会保障制度としての機能の充実を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

陳情第1号 国民健康保険の県単位化にともなって保険料引き上げなどの負担増を行わず、社会保障制度としての機能の充実を求める陳情を採決することに賛成の方は挙手を願います。

（「挙手」少数）

挙手少数です。

よって陳情第1号は不採択にすることに決定しました。

次に、日程第28 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審議する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これを持って、平成30年第2回定例会を閉会します。

閉会 13時52分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 岡 崎 邦 博

議員 須 山 由 紀 生